平成２２年（フ）第８７３０号
東京都渋谷区恵比寿南２丁目５－２
債務者　野澤　敏之
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７３２号
東京都墨田区墨田１丁目13－８－211
債務者　芹沢　昭子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７３３号
東京都足立区足立３丁目18－５－311
債務者　柳田　有希（旧姓牧島）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７３４号
神奈川県川崎市宮前区潮見台10－12－201
債務者　酒井　　学
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７３５号
埼玉県久喜市本町２丁目16－34－306
債務者　羽鳥　貴幸
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７４３号
東京都葛飾区西新小岩１丁目１－２－405
債務者　小島　正浩
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７４４号
神奈川県相模原市南区東林間５丁目18－１－501
債務者　小野崎宏之
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７４５号
神奈川県相模原市南区東林間５丁目18－１－501
債務者　小野崎博美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７４８号
東京都大田区田園調布南15－14
債務者　岩片　綾子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７４９号
東京都練馬区東大泉１丁目26－12－103
債務者　小川　吏典
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７５０号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目１－17－203
債務者　吉中　初美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７５１号
東京都荒川区町屋６丁目２－13－203
債務者　内田　　紫（旧姓青戸）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７５２号
東京都練馬区高野台１丁目３－７－501
債務者　薩摩　昌平
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７５３号
東京都豊島区高田１丁目６－17－103
債務者　吉田奈津美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７５４号
東京都大田区大森東５丁目22－２－204
債務者　小泉　義雄
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７５６号
埼玉県蓮田市大字根金1813－11－202
債務者　杉山　達行
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部